

【関係法令抜粋資料】

風俗案内業の規制に関する条例第6条

第6条 風俗案内業者は、公安委員会規則で定めるところにより、風俗案内所ごとに、当該風俗案内所における風俗案内業に係る業務に従事する者の氏名、生年月日、住所その他公安委員会規則で定める事項を記載した従業者名簿(当該従業者名簿に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして公安委員会規則で定めるものをいう。次条第二項において同じ。))を含む。第十五条第二号において同じ。)を備えなければならない。